

那須塩原市農業委員会

第 1 9 回総会議事録

令和 4 年 1 月 2 5 日（火）

那須塩原市役所

西那須野支所 3 0 0 会議室

1. 開催日時：令和4年1月25日(火) 午後1時30分～ 午後2時10分

2. 場 所：那須塩原市役所 西那須野支所300会議室

3. 出席委員：12名

会長	3	君島 良一	委員	19	島田 晴子
会長職務代理者	2	加藤 拓央	〃	20	竹村 文祥
委員	1	石崎 清			
〃	5	金田 廣衛			
〃	8	秋元 誠			
〃	10	田淵 徹			
〃	11	菊地 寿行			
〃	13	高瀬 和夫			
〃	14	松本 忠太			
〃	18	渡辺 秀一			

4. 欠席委員：8名 4番 松本 誠治委員 6番 木下 久雄委員 7番 三本木 直人委員 9番 大田原 重夫委員
12番 藤田 一郎委員 15番 室井 孝美委員 16番 江連 節男委員 17番 槌江 栄作委員

5. 議事録署名人の指名：18番 渡辺 秀一委員 19番 島田 晴子委員

6. 議 事

- 1) 議案第1号 買受適格証明願いについて(法第5条関係)
- 2) 議案第2号 農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて
- 3) 議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 4) 議案第4号 農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について
- 5) 議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 6) 議案第6号 非農地証明願いについて
- 7) 議案第7号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について
- 8) 議案第8号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について
- 9) 報告第1号 会長専決処分の報告について(農業委員会ネットワーク機構への意見聴取結果)
- 10) 報告第2号 賃借料情報の提供について

7. 事務局職員

事務局長	田代 宰士	主事 葛生 裕昭
局長補佐兼農政係長	村松 隆	
農地係長	佐藤 博之	

8. 傍聴人：2名

《会議内容》

議長	ただ今より、那須塩原市農業委員会第19回総会を開会いたします。 今回の欠席委員は、松本 誠治委員、木下 久雄委員、三本木 直人委員、大田原 重夫委員、藤田 一郎委員、室井 孝美委員、江連 節男委員、槌江 栄作委員の8名です。 これは、新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐためのものです。 在任委員20名、出席委員12名、過半数となりますので総会は成立していることを報告いたします。 次に「議事録署名人の指名」を行います。 議事録署名人は那須塩原市農業委員会総会規則第19条第2項に「議長が総会に諮って定める」と規定されております。 総会規則に基づき議長が指名することでご異議はございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議席番号18番 渡辺 秀一委員と、19番 島田 晴子委員を指名いたします。 議案第1号「買受適格証明願いについて（法第5条関係）」を議題といたします。 番号1番について、田淵 徹委員の報告を求めます。
田淵 徹委員	議案第1号、番号1番について報告します。 競売となった農地の入札に参加するため、願い出人の事業計画が農地法第5条の許可要件に適合であるとする農業委員会の証明が必要となったものです。 願い出内容は議案書記載のとおりです。 競売地は、那須塩原市役所より北西へ約1.7キロメートルに位置しています。 現地調査は、1月20日、午前10時頃に行いました。 競売地は、都市計画法上の第一種住居専用地域であるため立地基準上問題ありません。 競売への参加目的は、隣地で経営するレストラン用の駐車場です。 事業計画は申請地を駐車場として利用する内容です。 上下水道は市の施設を利用します。 現地を確認した結果、農地転用は可能であるとして願い出人が入札に参加することに問題は無いと判断しました。 地元調査員及び現地調査班としては、証明相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、田淵 徹委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。 次に、議案第2号「農地法第3条の規定による許可処分の取消願いについて」を議題といたします。 番号1番について、高瀬 和夫委員の報告を求めます。
高瀬 和夫委員	議案第2号、番号1番について調査結果を報告します。

	農地法第3条の許可を取り消す願い出です。 願い出人・土地の所在・地目・面積は議案書記載のとおりです。 調査は、1月16日、午前11時頃、願い出人宅で願い出人から行いました。 願い出人の関係は親子となっております。 願い出地は、那須塩原市立大貫小学校から北へ約1キロメートルに位置しています。 申請地は、令和3年9月に農地法第3条で使用貸借の許可を受けておりましたが、願い出人の都合により、取り消し願いが提出されました。取消の理由について調査したところ、貸人である父から借人である子への使用貸借の許可を得ましたが、許可を受けたことについて税務署への届出が遅延してしまい、貸人が受けていた贈与税の納税猶予が打ち切りとなってしまうことが判明したため、本願い出に至ったとのことでした。 以上調査しましたが、取り消しに問題ないと判断しました。 番号1番の願い出は取消相当として、調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、高瀬 和夫委員の報告は取消相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については取消することに決しました。 次に、議案第3号「農地法 第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。 番号1番について、菊地 寿行委員の報告を求めます。
菊地 寿行委員	議案第3号、番号1番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、1月15日、午前8時30分頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市立鍋掛小学校より南西へ約2キロメートルに位置しております。 譲受人の経営状況は、水稻430アール、ネギ10アール、さつまいも15アールを作付けしています。トラクター4台、コンバイン1台、田植機1台を所有しています。 申請地の耕作予定は、さつまいもを作付けします。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号1番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、菊地 寿行委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号1番については許可することに決しました。 番号2番について、加藤 拓央委員の報告を求めます。
加藤 拓央委員	議案第3号、番号2番について報告します。

	農地を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請人の関係は親子です。 調査は、１月１７日、午後３時３０分頃、申請人宅で申請人から行いました。 申請地は、ＪＲ那須塩原駅より南へ約３キロメートルに位置しております。 譲受人の経営状況は、周年栽培でクレソン９８アールを作付けしています。 今回の申請で作付け面積を増やしたいとのことです。 申請地の耕作予定は、クレソンを作付けする予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号２番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号２番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、加藤 拓央委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号２番については許可することに決しました。 番号３番については、取下げとなりました。 番号４番について、竹村 文祥委員の報告を求めます。
竹村 文祥委員	議案第３号、番号４番について報告します。 農地を贈与する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請人の関係は親子です。 調査は、１月１４日、午前１１時頃、申請地で申請人から行いました。 申請地は、那須塩原市一区公民館より北へ約２００メートルに位置しています。 譲受人の経営状況は、アスパラガス７１アールの内、パイプハウス１６棟で３５アールとなります。 申請に至った経緯は、私は新規就農者で就農５年目にあたります。共有地の農地を贈与してもらい、安定的に農業経営を行なうため申請に至りましたとのことです。 申請地の耕作予定は、引き続きアスパラガスと水稻です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号４番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、竹村 文祥委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。

松本 忠太委員

番号５番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

議案第３号、番号５番について報告します。

農地を売買する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、１月１３日、午後１時２０分頃、申請地で申請人及び代理人から行いました。

申請地は、那須地区消防組合西那須野消防署より西へ約２００メートルに位置しています。

申請に至った経緯は、譲渡人は経営規模縮小を考えていたところ、隣接の譲受人より畑として利用したいとのことで今回の本申請に至りました。譲受人は規模拡大を図り、経営の安定を図りたいとのことです。

譲受人の経営状況は、水稻９５．８アール、白菜、キャベツ等露地野菜２２．２アールを作付けしています。農機具としては、トラクター、コンバイン、田植機、耕運機等を所有しています。

申請地の耕作予定は、そばを作付けするとのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号５番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議長

報告が終わりました。

番号５番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号５番については許可することに決しました。

番号６番及び７番について、金田 廣衛委員の報告を求めます。

金田 廣衛委員

議案第３号、番号６番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、１月２４日、午後５時１０分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、ＪＡなすの西那須野支店より東へ２００メートルに位置しています。

借受人の経営状況は、トラクター、田植機、コンバイン、ホイルローダー各１台の所有と、妻と子の３人での労働力となります。また水稻の作付け２１１アールとなります。

申請地の耕作予定は、水稻を作付けするとのことです。

調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。

また、農地法第３条第２項各号に該当しないことも確認いたしました。

番号６番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。

議案第３号、番号７番について報告します。

農地に賃借権を設定する申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

調査は、１月２４日、午後４時３０分頃、申請人宅で申請人から行いました。

申請地は、那須塩原市西那須野公民館より北へ３００メートルに位置しています。

	借受人の経営状況は、トラクター3台、コンバイン1台、田植機1台の所有と、妻と他1名の計3名の労働力となっています。また、耕作面積ですが2, 845アールとなっています。 申請地の耕作予定は、水稻となります。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号7番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 まず、番号6番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号6番については許可することに決しました。 次に、番号7番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、金田 廣衛委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号7番については許可することに決しました。
秋元 誠委員	番号8番について、秋元 誠委員の報告を求めます。 議案第3号、番号8番について報告します。 農地を売買する申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 調査は、1月14日、午前10時頃、申請地で申請人及び代理人から行いました。 申請地は、那須塩原市立大山小学校より北東へ約800メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、申請地の所有者は県外在住のため、近隣の親類が営農していましたがその農家が高齢により経営規模を縮小するため、耕作者を探していたところ譲受人に農地を託すことになり今回の申請に至ったとのこと。 譲受人の経営状況は、水稻約5.7ヘクタールを、トラクター、田植機、コンバイン等を所有し、妻、息子との3人で営農している状況です。 申請地の耕作予定は、水田として営農する予定です。 調査の結果、申請地は今後も引き続き耕作されると見込まれます。 また、農地法第3条第2項各号に該当しないことも確認いたしました。 番号8番の申請は、許可相当と判断しましたので調査報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号8番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、秋元 誠委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号8番については許可することに決しました。

渡辺 秀一委員
議長
松本 忠太委員

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可後の事業計画変更申請について」を議題といたします。

番号1番について、渡辺 秀一委員と関連がありますので、退席を求めます。

(退席)

番号1番について、松本 忠太委員の報告を求めます。

議案第4号 番号1番について報告します。

申請人は、令和2年3月に農地転用許可を取得しましたが事業完了とならず、進入路及び一部事業区域を変更するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、北那須浄水場より北へ約200メートルに位置しています。

現地調査は、1月20日、午前10時40分頃に行いました。

変更する理由は、計画地への進入路について、地権者に内諾を得て計画を進めていたが、通行について一部地権者から最終了承を得られず、取付位置の変更が必要になったため事業区域に存在する小屋及び菜園について、地権者より事業区域から外してほしいとの申し出があり、事業区域から除外せざるを得なくなりました。今回、前述の問題を解消するために計画を変更したため本申請に至りました。

調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては変更相当として報告を終わります。

議長 報告が終わりました。

番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、松本 忠太委員の報告は変更相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については変更することに決しました。

渡辺 秀一委員の入室をお願いします。

渡辺 秀一委員
議長

(入室)

渡辺 秀一委員に報告します。

番号1番については、許可することに決しました。

次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。

番号1番については取り下げとなりました。

番号2番について、島田 晴子委員の報告を求めます。

島田 晴子委員

議案第5号、番号2番について報告します。

使用貸借権の設定により、一般住宅を建築するための申請です。

申請内容は議案書記載のとおりです。

申請地は、佐野自治公民館より北へ約1キロメートルに位置しています。

申請に至った経緯は、申請人は現在アパート住まいですが、近々子供が産まれる予定で手狭になるため住宅建築を計画しました。子育て支援や両親の将来を考慮し実家に隣接した申請地に住宅を建築したく考え申請に至りました。

申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がりがある10ヘクタール以上となる区域内にあ

	るので第1種農地区分となります。本件は既存集落に接続した住宅の建築であるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に一般住宅を建築する内容となっています。水道は市の施設を利用し、污水排水は合併浄化槽にて処理します。 雨水は敷地内自然浸透処理とします。 農地との境には植栽を設置し土砂及び雨水の流出を防止します。 現地調査は、1月20日、午前9時30分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号2番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、島田 晴子委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号2番については許可することに決しました。
田淵 徹委員	番号3番について、田淵 徹委員の報告を求めます。 議案第5号、番号3番について報告します。 賃借権の設定により、砂利採取をするための一時転用申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、鍋掛十字路交差点より南西へ約1キロメートルに位置しています。 申請に至った経緯は、賃貸人が耕作する田に、転石等が多くあり土の入れ替えを希望していたところ、賃借人である砂利採取業の会社が申請地で砂利の採取が可能であるという判断により、一時転用の許可を受け、砂利採取を行い、その後に田に向いた土に入れ替えるという作業をする予定です。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり10ヘクタール以上となる区域内にあるので第1種農地区分となります。本件は一時的な利用に供するためのものであるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、16ヶ月の賃借権により申請地において砂利採取を行う計画です。 隣接する建物から十分な保安距離を設け、安定勾配での砂利採取を行うことで周辺地崩落などの被害を防止します。 埋戻しについては栃木県陸砂利採取協同組合の農地復元保証が添付されており、那須町大字高久甲の土砂採取場からの発生土砂、及び自社の還元土砂にて行います。 現地調査は、1月20日、午前9時15分頃に行いました。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長 事務局	番号3番について事務局から補足願います。 番号3番について補足します。 本件は、常設審議委員会諮問案件となります。また、砂利採取法の許可を必要とするため、指令書の交付は砂利採取法と同日となります。

議長	報告が終わりました。 番号３番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、田淵 徹委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号３番については許可相当とし、常設審議委員会に諮問いたします。 番号４番について、石崎 清委員の報告を求めます。
石崎 清委員	議案第５号、番号４番について報告します。 地上権の設定により太陽光発電施設として利用するための申請です。 申請内容は議案書記載のとおりです。 申請地は、那須塩原市立籌根中学校より南へ約３００メートルに位置しています。 申請に至った経緯は、借り人は、再生エネルギー事業を推進するため、当地で太陽光発電事業を計画し、借り人と話し合いがまとまり本申請に至りました。 申請地の立地状況は、申請地は、周辺農地の広がり１０ヘクタール未満の区域内にあるので第２種農地区分となります。申請地以外の申請地周辺の土地ではその目的が達成できないと認められるため、立地基準上問題ありません。 事業計画は、申請地に太陽光パネル２７２枚を設置する内容となっています。 上下水道は使用せず、雨水は敷地内地下浸透処理とします。 土地の切土、盛土の施工はないので土砂の流出はありません。 現地調査は、１月２１日、午前９時３０分頃に行いました。 転用に先立ち農振農用地からの除外も完了しています。 調査の結果、一般基準上も問題ないと判断し、地元調査員及び現地調査班としては許可相当として報告を終わります。
議長	報告が終わりました。 番号４番について、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、石崎 清委員の報告は許可相当ですが、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、番号４番については許可することに決しました。 次に、議案第６号「非農地証明願いについて」を議題といたします。 番号１番及び２番について、渡辺 秀一委員の報告を求めます。
渡辺 秀一委員	議案第６号、番号１番について報告します。 非農地証明の願い出です。 願い出の内容は議案書記載のとおりです。 願い出地は、那須塩原市立豊浦小学校より北西へ約５５０メートルに位置しています。 現地調査は、１月２０日、午前９時頃に行いました。 本件につきましては、非農地証明願い受理後に調査した結果、過去に農地転用許可済であることが判明しました。この場合、通常は「農地法第５条第１項の規定による許可の証明願」での手続き

となりますが、相手方の委任状の再作成等の負担を考慮し、このまま非農地証明願いで処理するものとします。現地を確認した結果、願い出地の現況は駐車場となっております。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります。

議案第6号、番号2番について報告します。

非農地証明の願い出です。

願い出の内容は議案書記載のとおりです。

願い出地は、那須塩原市立青木小学校より北西へ約1キロメートルに位置しています。

現地調査は、1月20日、午前10時20分頃に行いました。

願い出地の現況は原野となっており、現況写真が添付されています。

現地を確認した結果、願い出地には笹及び灌木等が繁茂し原野化しているため、農地への復元が困難であるうえ、面積が狭小であるため、今後農地として利用することが見込まれないため、農地法第2条に規定する農地には該当しないと判断いたしました。

以上のことから、地元調査員及び調査班ともに、非農地証明願は証明相当として報告を終わります

議長 報告が終わりました。

まず、番号1番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号1番については証明することに決しました。

次に、番号2番について、質疑、ご意見はございますか。

《特に意見なし》

無いようですので、渡辺 秀一委員の報告は証明相当ですが、ご異議ございませんか。

《異議なしの声、多数》

異議なし多数と認め、番号2番については証明することに決しました。

次に、議案第7号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の協議に対する意見について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第7号についてご説明いたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定によりまして、

農用地利用集積計画は農業委員会の決定を経て市長が定めるところとなっていることから協議があったものです。

議案書11ページから25ページが「利用権設定関係」の案件で58件、合計面積は575,750.2平方メートルとなります。

この内22～25ページの20件、109,048.26平方メートルが中間管理事業の対象となります。

続いて26ページが「所有権移転関係」の案件で2件、面積は、7,352平方メートルとなります。

	調査を担当されました農地利用最適化推進委員各位から報告書の提出をいただきましたが、全ての案件で同条第3項の各要件を満たしていることから、市長への回答は決定として問題は無いと思われます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第7号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第8号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定により市が作成する農用地利用配分計画案の協議に対する意見について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	議案第8号についてご説明いたします。 議案書は27ページとなります。 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき作成されます農用地利用配分計画の案に対し同条第3項の規程により農業委員会の意見を求められたものです。 調査を担当されました農地利用最適化推進委員から報告書の提出をいただきましたが、対象の1件、1,653平方メートルにつきましては同法第18条第5項に規定された計画認可要件を満たしていることから、計画案は妥当とする意見として問題は無いと思われます。以上でございます。
議長	説明が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局説明についてご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、議案第8号の計画案は妥当として市長へ回答いたします。 次に、報告第1号「会長専決処分の報告について（農業委員会ネットワーク機構への意見聴取結果）」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
事務局	報告第1号の追加資料28ページをご覧ください 総会において許可相当と決し、その後、栃木県農業会議への諮問答申を得て、会長の専決許可処分をした案件です。 内容は、5条許可案件が1件で、他法令と同日許可としております。 以上でございます。
議長	報告が終わりました。 このことについてご意見ございますか。 《特に意見なし》 意見がないようですので、報告第1号を終わりにします。 次に、報告第2号「賃借料情報の提供について」を議題といたします。

事務局	事務局の報告を求めます。 報告第2号についてご説明いたします。 追加資料の29ページ、30ページを御覧下さい。 こちらは、農地法第52条に規定されている、農業委員会の法定業務です。 令和3年1月から12月分の集計が終了いたしましたので、栃木県農業会議への報告、ホームページの公表にあたりましてご報告するものです。 令和3年1月から12月までに効力が発生したすべての賃借料を対象といたしまして、田畑の区分及び8地区の地域を設けまして、平均額、最高額、最低額、筆数を一覧表にいたしました。集計に用いた基礎データにつきましては、1筆を1件とカウントいたしまして、10アール当たりの金額として換算いたしました。その平均値から、高すぎる賃借契約及び安すぎる賃借契約については、集計結果から除外しています。 さらに複数の田畑を一括して契約し、賃借料の支払いも一括として年額とされた場合には、田畑を同額として計算しています。 塩原地区の田及び鍋掛地区の畑につきましては、実績がございましたので、それぞれ平成30年、令和2年の値となっています。また、現物支払いとなる賃借につきましては、令和3年産米コシヒカリ等級の金額を参考に、玄米30キログラムあたり4,500円として、10アール当たりの金額で換算しています。 最後に那須塩原市全体の集計結果です。田の平均額11,063円、最高額は鍋掛地区の23,800円、最低額が東那須野地区の4,200円です。畑につきましては、平均額8,200円、最高額は東那須野地区の15,000円、最低額は西那須野地区の2,700円です。 報告は以上です。
議長	報告が終わりました。 このことについて、質疑、ご意見はございますか。 《特に意見なし》 無いようですので、事務局報告について、ご異議ございませんか。 《異議なしの声、多数》 異議なし多数と認め、報告第2号は事務局報告のとおりといたします。 以上で 全ての議事が終了いたしました。 慎重審議いただきありがとうございました。 これをもって、那須塩原市農業委員会第19回総会を閉会いたします。